写

８消安第4634号
令和８年11月２日

都道府県家畜衛生主務部長　殿

農林水産省消費・安全局
動　物　衛　生　課　長

国内におけるランピースキン病の発生について

昨日11月１日、福岡県下の乳用牛飼養農場において、令和７年１月以来、国内で約２年ぶりとなるランピースキン病の疑似患畜が確認されました。

本病については、近隣諸国からの媒介昆虫等を介した侵入が考えられますが、韓国において、本年７月以降212件（10月27日時点）が発生しており、同国において全国的な拡大が見られる中、「韓国におけるランピースキン病の発生について」（令和８年７月13日付け８消安第2437号動物衛生課長通知）等により、国内の警戒を強めていた中での我が国への再侵入となりました。近隣諸国のみならず、我が国での発生も認められたことから、最大級の警戒をもって防疫対策に当たる必要があります。

また、本事例は、本病が本年７月１日付けで家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第２条第１項に規定される家畜伝染病に位置付けられて以降初めての発生となります。今回は改正法に基づき、疑似患畜の殺処分等の対応が行われましたが、発生時には各地でも同様の対応を円滑に行えるよう、関係者と連携し、体制を整えるようお願いします。

我が国における本病の防疫対策は、法及び「ランピースキン病防疫対策要領」（令和６年１月23日付け５消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策要領」という。）に基づき、本病を発症した牛等（飼養されている牛及び水牛をいう。）の早期発見、隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病を清浄化することを目的として実施することとしています。

なお、今回の発生事例において、疑似患畜となった牛は、皮膚病変が確認される前から泌乳量の低下が認められ、獣医師等がその個体に着目し、適切に対応が行われたことから、発症牛が１頭であったにもかかわらず、早期の摘発に繋がったと考えられます。

これらのことを踏まえ、改めて家畜所有者等の畜産関係者に対し、発熱、泌乳量の低下、皮膚の結節等の本病の特徴的な臨床症状を周知し、防疫対策要領に基づく媒介昆虫対策、注射針等の交換又は消毒、飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報等について御指導いただくとともに、発生に備えたまん延防止対策の体制整備に万全を期すようお願いします。